

松戸市水道事業広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市水道事業（以下「水道事業」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 水道事業の資産への広告掲載は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する水道部の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 水道部の広報印刷物

イ 水道部の財産

ウ その他広告媒体として活用できる資産で水道事業管理者（以下「管理者」という。）が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると管理者が認めるもの

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、管理者が別途定める。

(広告の規格、掲載料金)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置、料金については当該広告媒体ごとに管理者が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、管理者が別途定める。

(広告の申込み)

第8条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は松戸市水道事業
広告掲載申込書（第1号様式）により管理者に申込みものとする。

2 申込みの方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかとする。
（広告掲載の決定）

第9条 管理者は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を
決定し、松戸市水道事業広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により申込者に通知す
るものとする。

2 管理者は、前項に規定する広告掲載の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、
次条に規定する審査機関の審査結果に基づいて決定するものとする。

（組織）

第10条 広告掲載について審査を行うため、松戸市水道事業広告審査会（以下「審査会」
という。）を設置し次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務課長
- (2) 工務課長
- (3) 専門監
- (4) 総務課長補佐及び工務課長補佐
- (5) その他会長が必要と認めるもの

2 審査会の会長（以下「会長」という。）は、総務課長の職にある者をもってこれに充てる。

3 審査会の副会長（以下「副会長」という。）は、工務課長の職にある者をもってこれに充
てる。

（職務）

第11条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第12条 審査会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決すると
ころによる。

4 会長は、審査会の会議を開くことができないときは、委員に回議してこれに代えること
ができる。

（庶務）

第13条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。